

平成 28 年 5 月 30 日

建設工事一般競争入札（指名競争）

入札参加有資格者の皆様

高知市上下水道局企画財務課

建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について

今般の建設需要の増大に伴う公共工事の競争入札における不落・不調の全国的な発生に鑑み、工事請負契約が不成立となるリスクの低減を図るため、入札事務手続の一部において下記のとおり暫定的な措置を講じます。

記

1 措置の内容

現場代理人の配置（常駐）の特例

① 請負対象金額（税込）が 130 万円を超え 3,500 万円未満である工事を含む 2 件（他機関発注工事を含む）を限度に、次の条件を全て満たす場合に、現場代理人の兼務を申請することができることとする。（ただし、原則として、施工に伴い公道等における交通規制を実施する必要がある工事の場合は除く。）

ア 両工事区間を概ね 30 分以内で移動できること

イ 現場代理人は工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保できること

ウ 必ず兼務するいずれかの工事現場に滞在し、かつ、一日につき 1 回以上それぞれの工事現場に滞在できること

② この取扱いに基づく申請は、別途定める様式により請負契約締結前に行うものとし、申請内容が適当であると判断された場合に現場代理人の兼務を承認する。

2 適用

この通知による取扱いは、平成 28 年 6 月 1 日から適用する。